京都府新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、障害福祉サービス施設・事業所等(以下「施設・事業所」という。)が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために実施する対策に係る経費等に対し、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱(平成21年8月25日付け厚生労働省発障0825第1号厚生労働事務次官通知)、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(令和3年4月13日付け障発0413第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。)、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる事業は国実施要綱に規定する次の事業とする。ただし、国、地 方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金の交付を受けて実施する事業につ いては、この限りでない。
 - (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
 - (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる京都府の区域(京都市の区域を除く。)に所在する国又は府の指定を受けた施設・事業所のいずれかを運営する者とする。
 - (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業
 - ア 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所(職員に濃厚接触者が発生し職員が不足した場合を含む。)
 - イ 濃厚接触者に対応した施設・事業所
 - ウ 府から休業要請を受けた事業所
 - エ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件の下、自費で検査を実施した障害 者支援施設又は共同生活援助事業所(ア又はイの場合を除く。)
 - オ ア又はウ以外の事業所であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、できる限りのサービスを提供した事業所(近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域(感染者が一定数継続して発生している状況等をいう。)である場合であって、通常形態でのサービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合に限る。)
 - (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業
 - ア 前号ア又はウに該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所
 - イ 感染症の拡大防止のために自主的に休業した事業所に対し、協力する施設・事業所

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に掲げる施設・ 事業所が実施する次に掲げる経費とする。
 - (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

国実施要綱別添1に規定する新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費。ただし、前条第1号エによる補助対象者については、国実施要綱別添2に規定する経費とするものとし、同条第1号オによる補助対象者については、利用者の居宅においてできる限りのサービスを提供するため、訪問サービスを実施する際に必要な経費に限るものとする。

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

国実施要綱別添1に規定する感染者が発生した施設・事業所の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費及び国実施要綱別添1に定めるサービス種別毎の基準単価の いずれか少ない額を限度とし、サービス種別毎に計算するものとする。
- 2 補助金の額に1.000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

- 第6条 規則第5条に規定する申請書は、第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日まで に知事に提出するものとする。
- 2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をする に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含ま れる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和 25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部 分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。 ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものにつ いては、この限りでない。

(変更の承認申請)

第7条 規則第9条の規定による承認に係る申請書は、第2号様式によるものとし、補助金の交付 決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、あらかじめ、当該申請書を知事に提出し、 その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限り ではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事が別に定める様式 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。 (補助事業の遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業 の遂行が困難になったときは、速やかに知事が別に定める様式による報告書を知事に提出し、そ の指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、 報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

- 第11条 規則第13条に規定する実績報告書は、第3号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報 告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出 しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部 又は一部の返還を命じることができる。

(地位の承継)

- 第 13 条 補助事業者の地位は、合併又は分割その他特別の理由がある場合に限り、承継することができる。
- 2 前項の規定により補助事業者の地位を承継しようとする者は、その事実を証する書面を添えて、 知事が別に定める申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(証拠書類の保管)

- 第14条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての 証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。) について、第 4 号様式による取得財産管理台帳を備え、その保

管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数又は交付決定の日から 10 年のいずれか短い期間とし、同条第 2 号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50 万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目 的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ知事が別に定める様式による申請 書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和 2 年 8 月 24 日から施行する。ただし、令和 2 年 1 月 15 日以降に要した経費を対象とする。

附則

この要領は、令和3年10月6日から施行する。ただし、令和3年4月1日以降に要した経費を対象とする。